

名古屋地裁判決

問われる国民の生存権

生活保護基準を引き下げ、保護費を大幅に減らしたのは違憲、違法だとして国などに処分取り消しを求めて、全国29地裁で保護利用者1000人以上がたたかっている「いのちのとりで裁判」。名古屋地裁が先月、判決を出し、原告の請求を棄却しました。関係者は「近年の最高裁判決と比較しても大幅な後退」と批判の声を上げています。

いのちのとりで裁判

新型コロナウイルス感染 基準を、安倍政権は2011 拡大が市民生活を直撃し、 3年8月から3回にわたって引き下げました。生活困窮する人が急増しています。厚生労働省によると、4月の生活保護申請件数は、前年同月と比べて24・8%増の2万1486件です。

生活保護基準は、ナショナルミニマム（国民の最低生活水準）の基準です。就学援助や年金、最低賃金など国民の暮らしに大きな影響を与えるものです。

判決は、生活保護基準引き下げに当たって、厚生労働

生活保護切り下げ追認

働相に裁量権が広くあると認め、「国の主張を丸のみする」（尾藤さん）ものでした。

厚労相の裁量権については、生活保護の老齢加算廃止をめぐってたたかわれた生存権裁判で最高裁第3小法廷判決（2012年2月28日）が、「統計等の客観的な数値等との合理的関連性や専門的知見との整合性」がなければ、裁量権乱用にあたり、生活保護法に違反するとしています。

一方、今回の名古屋地裁判決は、社会保障審議会な

ど専門家の検討がなくても問題ないとの判断を示しました。そのうえで、生活保護基準の引き下げが「自民党の政策の影響を受けていた可能性を否定することはできない」としました。

「自民党の政策は、国民感情や国の財政事情を踏まえたものであり、それらを考慮することは違法ではない」と述べています。

08年のリーマン・ショックの影響で、保護利用者は11年7月に205万人超にのぼり、最多になりました。つづいて東京ファンド代表

「国民感情」口実容認できぬ

日本ソーシヤルワーカー連盟が、保護費減額処分の取り消しを求めた裁判で名古屋地裁が6月25日に原告の請求を全面的に棄却した判決を受け、日本精神保健福祉士協会な

いのちのとりで裁判の名古屋地裁判決を受けて会見する尾藤さん（右から2人目）、稲葉さん（中）など支援者。6月25日、厚生労働省内



ました」と説明します。

「国民感情から保護基準引き下げをしてよい」と司法は追認してしまった」と稲葉さん。「いまはリーマン・ショックを上回る危機だと認識しています。保護申請が増える中で今後また、保護世帯の増加を抑制する政治的意図からパッシングが起こりかねない」と危惧します。

尾藤さんは「生活保護法は生存権を規定する憲法25条を受けています。名古屋地裁判決は、自民党の政策や国民感情、国の財政事情を踏まえて保護基準を決定してかまわない」としました。同法と憲法の趣旨に反する判断です」と強調しています。（岩井亜紀）

声明は、「国の財政事情」の名の下に減額改定が繰り返されれば、貧困の連鎖と格差の拡大につながる指摘。コロナ禍で失業者の増加が著しいなか、生活保護基準が「国民感情や国の財政事情」という不安定かつ不透明な基準で容認されるなら社会的弱者の切り捨てにつながるかねない」と述べ、名古屋地裁判決は「到底容認できるものではありません」と批判しました。

同様の裁判を現在、29の地裁・高裁で行っています。声明は、今後の判決で、三権分立のなかで憲法25条が規定する生存権保障の理念が体現される司法判断が適切になされることを要望しています。